

5 介護保険在宅サービス事業（医療系）

在宅サービス事業（医療系）には、通院が困難な要介護者等に対して、看護師等が家庭を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行う「訪問看護」のほか、「通所リハビリテーション」、「訪問リハビリテーション」、「短期入所療養介護」、「居宅療養管理指導」の事業があります。

都はこれらの事業について、介護保険法第24条及び第115条の7の規定に基づき、実地指導及び集団指導を介護予防も含めて実施しています。

（1）平成30年度 検査実施状況（介護予防を含む）

介護保険在宅サービス事業（医療系）については、全体の12.0%に当たる391事業に対して実地指導を行いました。

また、2,530事業に対して集団指導を行いました。

ア 実地指導

（単位：事業）

種別	対象数 (a)	実地 指導数(b)	うち 文書指摘 事業数	実施率 (b/a)
訪問看護事業	2,128	193	179	9.1%
通所リハビリテーション事業	491	98	37	20.0%
訪問リハビリテーション事業	491	30	28	6.1%
短期入所療養介護事業	156	70	4	44.9%
計	3,266	391	248	12.0%

※ 健康保険法により保険医療機関に指定された医療機関は、介護保険法に基づく医療系サービス（「訪問看護」「通所リハビリテーション」「訪問リハビリテーション」等）の事業者として指定されたものとみなされます。また、介護保険法による開設許可をされた介護老人保健施設は、「通所リハビリテーション」「短期入所療養介護」の事業者として指定されたものとみなされます。

これらのみなされた事業所を「みなし指定事業所」といいます。

※ 上記の表において、

- * 訪問看護は、みなし指定事業所を含みません。
- * 通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション及び短期入所療養介護は、みなし指定事業所を含みます。（ただし、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションの保険医療機関みなし指定事業所については、給付実績が10件以上の事業所のみを含んでいます。）
- * なお、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションの保険医療機関みなし指定事業所の範囲は、平成30年度から上記のとおり改めました。

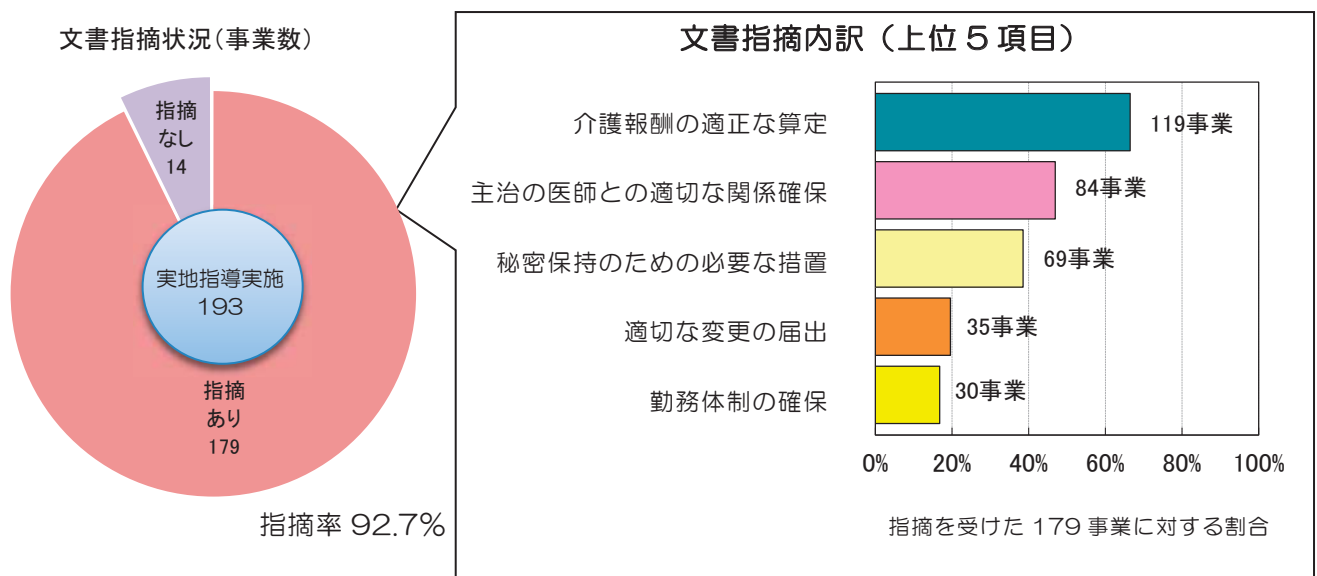
イ 集団指導

参加事業数	主な内容
2,530	・ 事業運営に関する留意事項 ・ 指定届、変更届の手続 ・ 介護報酬の請求事務

(2) 主な指摘事項

ア 訪問看護事業(介護予防を含む)

実地指導を行った193事業のうち、179事業が何らかの文書指摘を受けています。その179事業のうち、119事業が「介護報酬の算定等について、誤りがあるので、是正すること」について指摘されています。



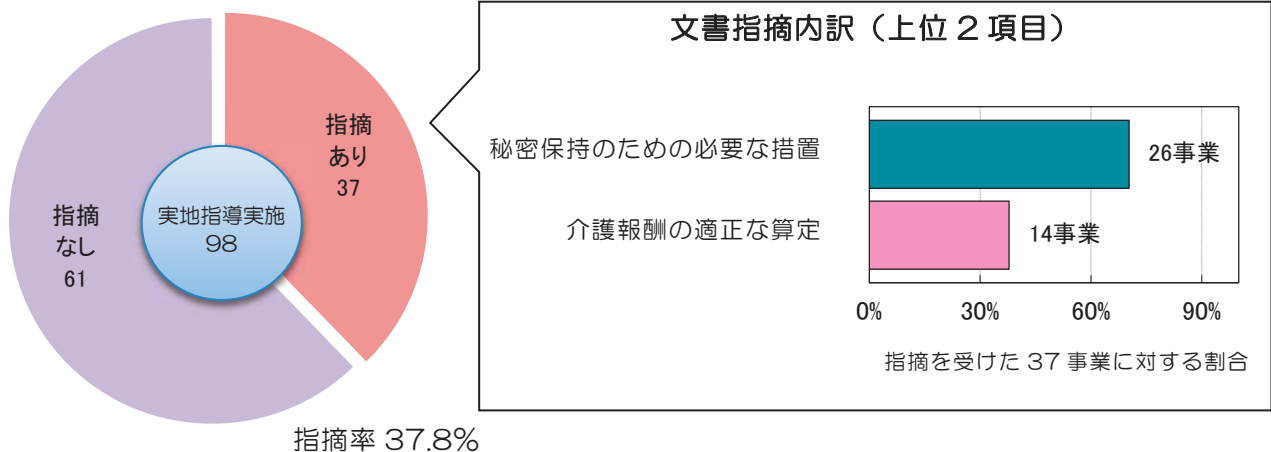
指摘の具体事項例	文書指摘事業数
➤ 介護報酬の算定等について、誤りがあるので、是正すること ◇ 初回加算について、新規に訪問看護計画書を作成せずに加算を算定している。 ◇ 特別訪問看護指示書の交付があった場合に、交付日から14日間以内の訪問看護について訪問看護費を算定している。または、交付日から14日間を過ぎた期間について訪問看護療養費を算定している。 ◇ 長時間訪問看護加算について、ケアプラン上1時間30分以上の訪問が位置付けられていない利用者に対して加算を算定している。 (厚告第19号別表3-二、別表3-注5及び注13、厚労告第127号別表2-八、別表2-注4及び注11、老企第36号第二-4(11)、4(19)及び4(21)、老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号第二-3(10)、3(17)及び3(19))	119
➤ 主治の医師との関係を適切に確保すること ◇ 主治医からの指示を文書で受けることなく、訪問看護を行っていた。 ◇ サービス提供開始後に、主治医からの指示書の交付を受けていた。 (居宅条例第73条、居宅予防条例第77条、居宅施行要領第3-3-3(4)及び第4-3-2(3))	84

➤ 秘密保持のために必要な措置を講じること ◇ 利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合に、利用者及び利用者家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。 ◇ 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていない。 （居宅条例第78条(第34条準用)、居宅予防条例第74条(第54条の4準用)、居宅施行要領第3-3-3(7)(第3-1-3(22)参照)及び第4-1)	69
➤ 変更の届出を適切に行うこと ◇ 届出事項に変更があった場合、10日以内にその旨を届け出ていない。 （介護保険法第75条、第115条の5、介護保険法施行規則第131条、第140条の22）	35
➤ 勤務体制を確保すること ◇ 訪問看護ステーションにおいて、月ごとの勤務表を作成していない。 （居宅条例第78条(第11条準用)、居宅予防条例第74条(第52条の2準用)、居宅施行要領第3-3-3(7)(第3-1-3(5)参照)及び第4-1)	30
➤ その他 ◇ 訪問看護計画書の内容について利用者に対して説明し、同意を得ること。 ◇ 訪問看護計画書の利用者への説明、交付は看護師（准看護師を除く）が行うこと。等	58 (延べ)
合計(延べ)	395

イ 通所リハビリテーション事業(介護予防を含む)

実地指導を行った98事業のうち、37事業が何らかの文書指摘を受けています。その37事業のうち、26事業が「秘密保持のために必要な措置を講じること」について指摘されています。

文書指摘状況（事業数）

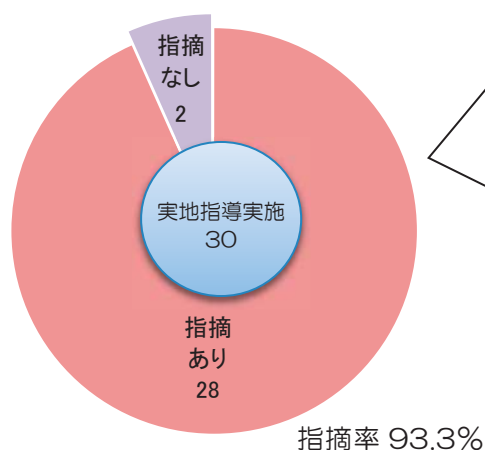


指摘の具体事項例	文書指摘 事業数
➤ 秘密保持のために必要な措置を講じること ◇ 利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合に、利用者及び利用者家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。 ◇ 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。 (居宅条例第145条(第34条準用)、居宅予防条例第123条(第54条の4準用)、居宅施行要領第3-7-3(6)(第3-1-3(22)参照)及び第4-1)	26
➤ 介護報酬の算定等について、誤りがあるので、是正すること ◇ 理学療法士等体制強化加算について、理学療法士等を常勤専従で2名以上配置せずに加算を算定している。 ◇ 送迎減算について、事業所が送迎を行わなかった場合に減算していない。 ◇ 中重度者ケア体制加算について、専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護職員を1名以上配置していない日について、当該加算を算定していた。 (厚告第19号別表7注2、注18及び注20、厚労告第95号第31号、老企第36号第二-8(3)、8(20)及び8(22))	14
➤ その他 ◇ 通所リハビリテーション事業所において、勤務体制を確保すること(月ごとの勤務表を作成し、勤務体制を明確にすること)。 ◇ 利用者の処遇に直接影響を及ぼす介護業務について、業務委託により指定(介護予防)通所リハビリテーションを提供していた。等	34 (延べ)
合計(延べ)	74

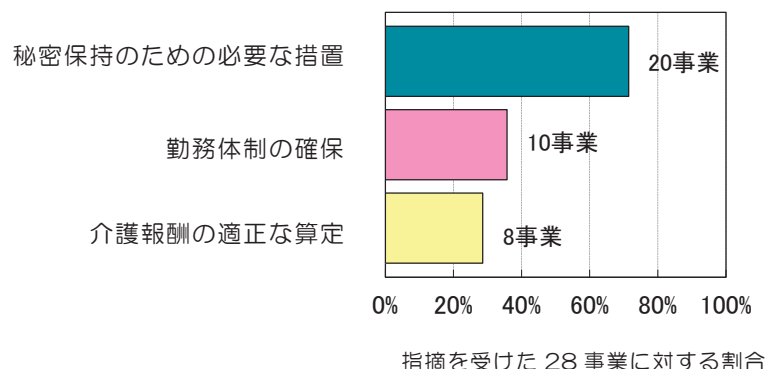
ウ 訪問リハビリテーション事業(介護予防を含む)

実地指導を行った30事業のうち、28事業が何らかの文書指摘を受けています。その28事業のうち、20事業が「秘密保持のために必要な措置を講じること」について指摘されています。

文書指摘状況(事業数)



文書指摘内訳(上位3項目)



指摘の具体事項例	文書指摘 事業数
➤ 秘密保持のために必要な措置を講じること ◇ 利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合に、利用者及び利用者家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。 ◇ 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。 （居宅条例第88条（第34条準用）、居宅予防条例第84条（第54条の4準用）、居宅施行要領第3-4-3(5)（第3-1-3(22)参照）及び第4-1）	20
➤ 勤務体制を確保すること ◇ 訪問リハビリテーション事業所において、月ごとの勤務表を作成していない。 （居宅条例第88条（第11条準用）、居宅予防条例第84条（第52条の2準用）、居宅施行要領第3-4-3(5)（第3-1-3(5)参照）及び第4-1）	10
➤ 介護報酬の算定等について、誤りがあるので、是正すること ◇ 計画的な医学的管理を行っている医師の診療の日から3月を超えた日に実施したリハビリテーションに対して訪問リハビリテーション費を算定している。 （厚告第19号別表4-注1、厚労告第127号別表3-注1、老企第36号第二-5(1)、老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号第二-4(1)）	8
➤ その他 ◇ 通常の事業の実施地域内で訪問リハビリテーションを実施した場合は、交通費を受領しないこと。 等	12 (延べ)
合計(延べ)	50

エ 短期入所療養介護事業（介護予防を含む）

実地指導を行った70事業のうち、4事業が何らかの文書指摘を受けています。その4事業のうち、2事業が「介護報酬の算定について、誤り（不備）があるので、是正すること」について指摘されています。

【根拠法令等】

* 介護保険法

＝平成9年12月17日法律第123号「介護保険法」

* 介護保険法施行規則

＝平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」

* 厚告第19号

＝平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

Ⅱ 社会福祉施設・事業者等に対する指導検査の結果

- * 厚労告第95号
＝平成27年3月23日厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」
- * 厚労告第127号
＝平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 127 号「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
- * 老企第36号
＝平成 12 年 3 月 1 日「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- * 老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号
＝平成 18 年 3 月 17 日「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- * 居宅条例
＝平成 24 年 10 月 11 日東京都条例第 111 号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- * 居宅予防条例
＝平成 24 年 10 月 11 日東京都条例第 112 号「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」
- * 居宅施行要領
＝平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」

(3) 指導事例

ア 訪問看護事業(介護予防を含む)

(介護報酬の算定等について、誤りがあるので、是正すること)

- 訪問看護費の算定に当たっては、一定の要件を満たす場合に各種加算を算定することができます。
例えば、「初回加算」では、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して訪問看護を行った場合に算定することと定められています。
- しかしながら、東京都の実地指導において、新規に訪問看護計画書を作成せずに初回加算を算定しているなどの誤算定の事例が見受けられました。
- これに対して都は、報酬の返還を指示するとともに、加算要件を再確認し、適正に算定を行うよう指導を行っています。

【根拠法令等】

- * 平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」 ほか

イ 通所リハビリテーション事業（介護予防を含む）

（個人情報を用いる場合に利用者及び家族の同意を得ること）

- 指定通所リハビリテーション事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合に、当該利用者及び利用者家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない事例が見受けられました。
- これに対して都は、適切に同意を得るよう指導を行っています。

【根拠法令等】

*平成24年10月11日条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第145条（第34条準用）ほか

ウ 訪問リハビリテーション事業（介護予防を含む）

（勤務体制を確保すること）

- 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対し、適切な訪問リハビリテーションを提供することができるよう、各事業所において、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制を定め、職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確に記載した勤務表を作成することと定められています。
- しかしながら、東京都の実地指導において、勤務表を作成していない事例が見受けられました。
- これに対して都は、適切に勤務表を作成し勤務体制を確保するよう指導を行っています。

【根拠法令等】

*平成24年10月11日条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第88条（第11条準用）及び平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」第3-4-3(5)（第3-1-3(5)参照）ほか

(4) 介護報酬に係る返還金(在宅・医療系)

前記の在宅サービス事業者(医療系)に対して平成30年度に行った実地指導により判明し、返還請求指示を行った介護報酬額は4,335,513円でした。

区分	件数(事業)	金額(円)
訪問看護事業(介護予防を含む)	97	3,347,919
通所リハビリテーション事業 (介護予防を含む)	14	987,594
訪問リハビリテーション事業 (介護予防を含む)	0	0
短期入所療養介護事業 (介護予防を含む)	1	0
計	112	4,335,513

金額は令和元年6月末時点のものです。

6 障害者支援施設等

障害者支援施設は、夜間における入浴、排せつ等の介護を行う施設入所支援サービスのほか、日中活動を支援するためのサービスを行っています。

その他、日中活動を支援するためのサービスとして生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援等を行う事業所もあります。

これらの障害者支援施設等に対する実地指導権限は、都と区市町村とにあります。都は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第11条第2項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

また、児童福祉施設のうち、障害児入所施設については、児童福祉法第24条第15項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

(1) 平成30年度 検査実施状況

障害者支援施設等及び障害児入所施設については、全体の11.0%に当たる205事業に対して実地指導を行いました。また、120事業に対して集団指導を行いました。

ア 実地指導

（単位：事業）

種別	対象数(a)	実地指導数(b)	うち文書指摘 事業数	実施率(b/a)
障害者支援施設等	1,848	196	156	10.6%
障害児入所施設	20	9	7	45.0%
計	1,868	205	163	11.0%

障害児入所施設については、八王子市に所在する施設を含みます。

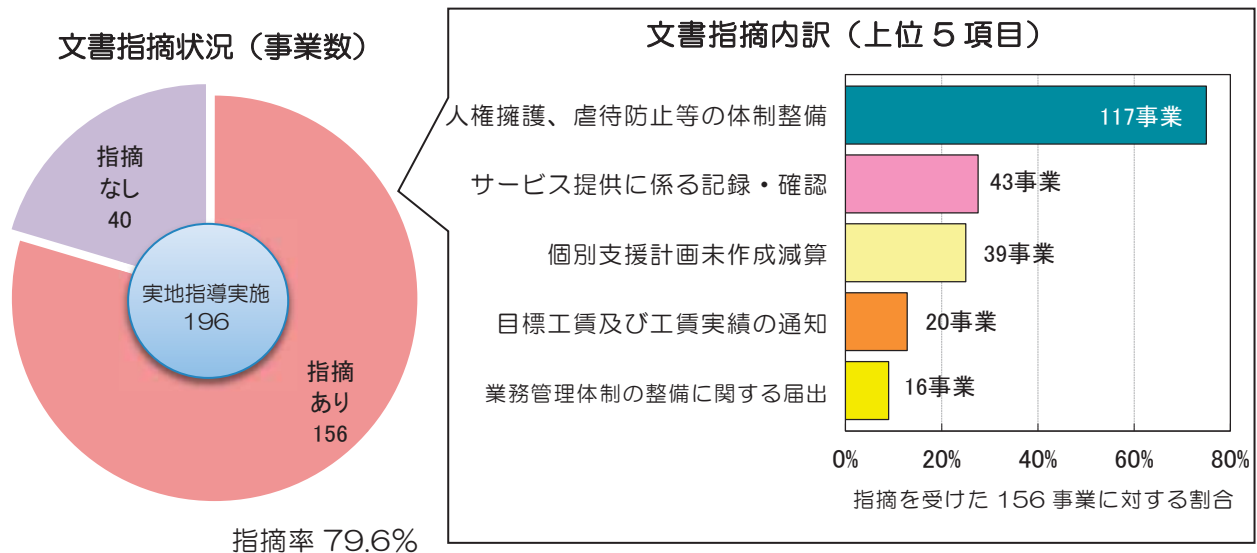
イ 集団指導

参加事業数	主な内容
120	・実地指導で見受けられる事例 ・虐待防止、人権擁護 ・事業運営に関する留意事項 ・障害者施策の動向等

(2) 主な指摘事項

ア 障害者支援施設等

実地指導を行った196事業のうち、156事業が何らかの文書指摘を受けています。その156事業のうち、117事業が「利用者の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと」について指摘されています。



指摘の具体事項例	文書指摘 事業数
➤ 利用者の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと ◇ 障害者虐待防止に係る研修を実施していない。 ◇ 虐待防止の責任者や虐待防止のための委員会等内部組織を設置していない。 （虐待防止法第15条、都条例第136号第3条第3項、都条例第155号第3条第3項、障害者虐待の防止と対応の手引き）	117
➤ サービス提供に係る記録又は確認を適正に行うこと ◇ サービスの提供を行った際に、サービスの提供日、内容その他必要な事項をその都度記録していない。また、記録について利用者から確認を受けていない。 （都条例第136号第24条、都条例第155号第58条、第93条・第147条・第170条・第183条・第188条・第192条の12（各条とも第23条準用）、第154条）	43

➤ 個別支援計画未作成減算を適正に算定すること ◇ 個別支援計画が未作成のままサービスを提供していた。また、報酬を減算することなく請求していた。 (都条例第136号第3条第1項、都条例第155号第3条第1項、報酬告示別表第5の1の注9(2)・第6の1の注5(2)・第9の1の注3(2)・第10の1の注4(2)・第11の1の注6(2)、第12の1の注5(2)・第13の1の注4(2)、第14の1の注5(2)、第14の2の注3(2)、留意事項通知第二の1(10))	39
➤ 当該年度の目標工賃と、前年度の工賃実績を利用者に通知すること ◇ 年度ごとに、目標とする工賃の水準を設定し、当該目標とする工賃の水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知していない。 (都条例第136号第35条第4項、第155号第187条第4項)	20
➤ 業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていないので是正すること ◇ 法令遵守責任者を選出しておらず、業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていない。 (支援法第51条の2第1項及び第2項、支援法規則第34条の27、第34条の28第1項)	16
➤ その他 ◇ 就労支援事業の会計基準に定める明細書を作成すること。 ◇ 事故発生時に行政、家族等へ連絡がされていないので是正すること。 ◇ 欠席時対応加算の算定が適正に行われていないので是正すること。 等	170 (延べ)
合計(延べ)	405

【根拠法令等】

* 虐待防止法

＝平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

* 支援法

＝平成17年11月7日法律第123号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

* 支援法規則

＝平成18年2月28日厚生労働省令第19号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」

* 障害者虐待の防止と対応の手引き

＝平成30年6月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」

* 報酬告示

＝平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

* 留意事項通知

＝平成18年10月31日障発第1031001号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う留意事項について」

* 都条例第136号

＝平成24年12月13日東京都条例第136号「東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

* 都条例第155号

＝平成24年12月13日東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

イ 障害児入所施設

実地指導を行った9事業のうち、7事業が何らかの文書指摘を受けています。その7事業のうち、4事業が「事故発生時に行政・家族等へ連絡がされていないので是正すること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘 事業数
➤ 事故発生時に行政・家族等へ連絡がされていないので是正すること ◇ 事故発生時に、都、入所給付決定道府県、利用者の家族等への連絡等を速やかに行っていない。 (都条例第140号第56条(第47条第1項準用)、施設・事業所における事故等防止対策の徹底について)	4
➤ 障害児の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと ◇ 虐待防止の責任者の設置、職員への周知徹底、研修の実施が不十分等、虐待防止のための体制の整備を行っていない。 (都条例140号第3条第4項、虐待防止法第15条、障害者虐待の防止と対応の手引き)	3
➤ その他 ◇ サービス提供の記録について、入所給付決定保護者から確認を得ていない。 ◇ 法定代理受領により給付費の支給を受けているにもかかわらず、利用者とその額の通知を行っていない。 等	3 (延べ)
合計(延べ)	10

【根拠法令等】

* 虐待防止法

＝平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

* 障害者虐待の防止と対応の手引き

＝平成30年6月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」

* 都条例140号

＝平成24年12月13日東京都条例第140号「東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

* 施設・事業所における事故等防止対策の徹底について

＝平成30年4月9日東京都福祉保健局障害者施策推進部「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について(依頼)」

(3) 指導事例

ア 障害者支援施設等

(個別支援計画未作成減算を適正に算定すること)

- 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、当該個別支援計画に基づき利用者に対して指定障害福祉サービス（以下「サービス」という。）を提供しなければなりません。
また、個別支援計画を作成せずにサービス提供していた場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間、未作成の期間に応じ、所定単位数に所定の割合を乗じて請求しなければなりません。
- しかしながら、東京都の实地指導においては、新規利用者の個別支援計画の作成が遅延するなどし、個別支援計画が未作成のままサービスを提供していたにもかかわらず、減算を行うことなく所定単位数を算定している事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、個別支援計画の作成と併せて不適正な介護給付費について自主点検を行い、都道府県等の支給決定権者と協議の上、適切に処理するとともに、その結果を東京都に報告するよう指導を行っています。

【根拠法令等】

- * 平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表第5の1の注9（2）、第6の1の注5（2）・第9の1の注3（2）・第10の1の注4（2）・第11の1の注6（2）、第12の1の注5（2）・第13の1の注4（2）、第14の1の注5（2）、第14の2の注3（2）
- * 平成24年12月13日東京都条例第136号「東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第3条第1項
- * 平成24年12月13日東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第3条第1項
- * 平成18年10月31日障発第1031001号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う留意事項について」第二の1（10）

イ 障害児入所施設

(サービス提供の記録について入所給付決定保護者から確認を受けていないので是正すること)

- 指定障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際には、提供日、内容その他必要な事項を記録し、入所給付決定保護者から指定入所支援の提供を受けたことについて確認を受けなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、指定入所支援を提供したサービス提供記録について、入所給付決定保護者から確認を受けていない事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、指定入所支援を提供した際には、入所給付決定保護者から指定入所支援の提供を受けたことについて確認を受けるよう指導しています。

【根拠法令等】

*都条例140号

＝平成24年12月13日東京都条例第140号「東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第56条（第19条第2項準用）

7 障害福祉在宅サービス事業等 (障害福祉在宅サービス事業、障害児通所支援事業)

障害者総合支援法に基づく在宅サービスには、日常生活を営むことに支障がある在宅の障害者が生活全般の介護、家事等の支援を受ける居宅介護のほか、共同生活援助（グループホーム）などがあります。

これら障害福祉サービス事業に対する実地指導権限は、都と区市町村にあります。都は障害者総合支援法第11条第2項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

また、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業については、児童福祉法第57条の3の3第4項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

(1) 平成30年度 検査実施状況

障害福祉在宅サービス事業等については、全体の3.8%に当たる311事業に対して実地指導を行いました。また、539事業に対して集団指導を行いました。

ア 実地指導

(単位：事業)

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち文書指摘 事業数	実施率 (b/a)
障害福祉在宅サービス事業	6,965	223	192	3.2%
障害児通所支援事業	1,254	88	77	7.0%
計	8,219	311	269	3.8%

障害児通所支援事業については、八王子市に所在する事業を含みます。

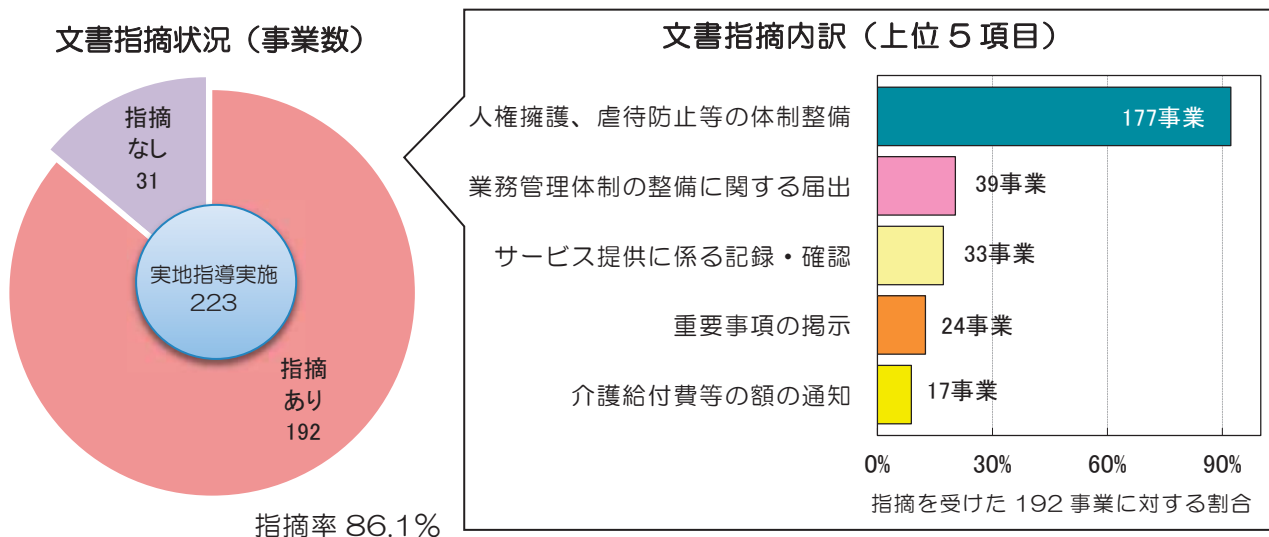
イ 集団指導

種別	参加事業数	主な内容
障害福祉在宅サービス事業	425	・ 実地指導における主な指摘事項 ・ 事業運営に関する留意事項 ・ 事業指定後の手続 ・ 虐待防止、人権擁護
障害児通所支援事業	114	・ 実地指導における主な指摘事項 ・ 事業運営に関する留意事項 ・ 虐待防止、人権擁護

(2) 主な指摘事項

ア 障害福祉在宅サービス事業

実地指導を行った223事業のうち、192事業が何らかの文書指摘を受けています。その192事業のうち、177事業が「利用者の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと」について指摘されています。



指摘の具体事項例	文書指摘事業数
➤ 利用者の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと ◇ 障害者虐待防止に係る研修を実施していない。 ◇ 虐待防止の責任者や虐待防止のための委員会等内部組織を設置していない。 （虐待防止法第15条、都条例第155号第3条第3項、障害者虐待の防止と対応の手引き）	177
➤ 業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているので是正すること ◇ 法令遵守責任者を選任しておらず、業務管理体制の整備に関する事項を届け出ている。 （支援法第51条の2第1項及び第2項、支援法規則第34条の27、第34条の28第1項）	39

➤ サービス提供に係る記録又は確認を適正に行うこと ◇ サービス提供の記録の際に、サービスを提供したことについて利用者の確認を得ていない。 (都条例第155号第23条、第43条・第108条・第192条の20(第23条準用)、第199条・第199条の11・第199条の22(第58条準用)、平24年厚労令第27号第15条第2項、第45条(第15条第2項準用))	33
➤ 運営規程、従業員の勤務体制、協力医療機関その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること ◇ 当該事業所の見やすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。 ◇ (都条例第155号第35条、第43条、192条の20(第35条準用)、第108条・第199条・第199条の11・第199条の22(第92条準用)、平24年厚労令第27号第31条第1項、第45条(第31条第1項準用))	24
➤ 介護給付費等の額について通知を行うこと ◇ 法定代理受領により区市町村から支給を受けた介護給付費(又は訓練等給付費)の額を利用者に通知していない。 (都条例第155号第27条第1項、第43条・第108条・192条の20・第199条・第199条の11・第199条の22(各条とも第27条第1項準用)、平24年厚労令第27号第18条第1項、第45条(第18条第1項準用))	17
➤ その他 ◇ 秘密保持に必要な措置を講じていないので是正すること。 ◇ サービス提供責任者の変更を届け出していないので是正すること。 ◇ 利用者、その家族に関する情報を提供する際の同意を得ていないので是正すること。 等	212 (延べ)
合計(延べ)	502

【根拠法令等】

* 虐待防止法

＝平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

* 障害者虐待の防止と対応の手引き

＝平成30年6月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」

* 平24年厚労令第27号

＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第27号)

* 支援法

＝平成17年11月7日法律第123号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

* 支援法規則

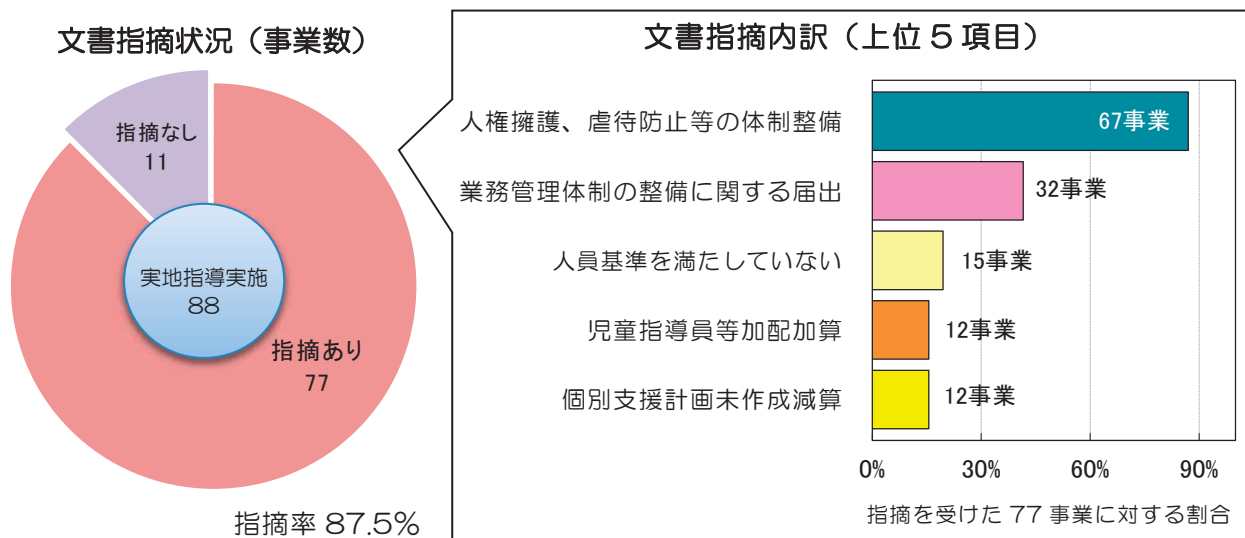
＝平成18年2月28日厚生労働省令第19号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」

* 都条例第155号

＝平成24年12月13日東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

イ 障害児通所支援事業

実地指導を行った88事業のうち、77事業が何らかの文書指摘を受けています。その77事業のうち、67事業が「障害児の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと」について指摘されています。



指摘の具体事項例	文書指摘 事業数
➤ 障害児の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと ◇ 虐待防止の責任者の設置、職員への周知徹底、研修の実施が不十分等、虐待防止のための体制の整備を行っていない。 （虐待防止法第15条、都条例139号第3条第4項、障害者虐待の防止と対応の手引き）	67
➤ 業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているので是正すること ◇ 法令遵守責任者を選任しておらず、業務管理体制の整備に関する事項を届け出していない。 （児福法第21条の5の25第1項及び第2項、児福法施行規則第18条の37）	32
➤ 人員に関する基準を満たしていないので是正すること ◇ 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の員数が規則で定める基準を満たしていない。 （条例第139号第5条第1項第1号、第71条第1項第1号、条例施行規則第3条第1項、第18条第1項）	15
➤ 児童指導員等加配加算の算定が不適正なので是正すること ◇ 児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者の員数を配置していない期間があるにもかかわらず、当該加算を算定し請求していた。 （報酬告示別表第1の1の注8、第3の1の注8、留意事項通知第二の2（1）④・第二の2（3）②）	12

➤ 個別支援計画未作成減算を適正に算定すること	
◇ 個別支援計画が未作成のままサービスを提供していた。また、報酬を減算することなく請求していた。 (条例第139号第3条第1項、第12条及び第76条(第12条準用)、報酬告示別表第1の1注3(2)及び第3の1注5(2))	12
➤ その他	
◇ 欠席時対応加算の算定が不適正なので是正すること。 ◇ 障害児通所給付費の額に係る通知をしていないので是正すること。 ◇ サービス提供の記録について利用者から確認を得ていないので是正すること。等	119 (延べ)
合計(延べ)	257

【根拠法令等】

- * 虐待防止法
 - ＝平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
- * 障害者虐待の防止と対応の手引き
 - ＝平成30年6月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
- * 児福法
 - ＝昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」
- * 児福法施行規則
 - ＝昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」
- * 報酬告示
 - ＝平成24年3月14日厚生労働省告示第122号「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」
- * 留意事項通知
 - ＝平成24年3月30日障発0330第16号「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」
- * 都条例第139号
 - ＝平成24年12月13日東京都条例第139号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- * 条例施行規則
 - ＝平成24年12月21日東京都規則第167号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

(3) 指導事例

ア 障害福祉在宅サービス事業

(利用者等の情報提供の事前同意を適正に行うこと)

- 指定障害福祉サービス事業者は、他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族に同意を得なければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、あらかじめ文書により利用者又はその家族に同意を得ていないにもかかわらず、他の事業者等に対して利用者やその家族に関する情報を提供している事例が見受けられます。
- このような事例に対して都は、他の事業者等に情報を提供するに先立って、利用者とその家族から文書により同意を得るよう指導を行っています。

【根拠法令等】

- *平成24年12月13日東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第36条第2項及び第3項、第43条・第108条・第192条の20・第199条・第199条の11、第199条の22（各条とも第36条準用）
- *平成18年12月6日障発第1206001号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」第三-3(24)②

イ 障害児通所支援事業

(障害児の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと)

- 指定障害児通所支援事業者は、障害児の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければなりません。
その他の必要な体制の整備の具体例としては、
 - ① 内部組織（虐待防止のための委員会）の設置
 - ② 防止ツール（マニュアル、チェックリスト、倫理規程等）の整備と、従業員への周知などがあります。
- しかしながら、東京都の実地指導において、虐待防止の責任者が設置されていない事例、従業者に対する研修が実施されていない事例、防止ツールを作成していない事例などが見受けられます。
- このような事例に対して都は、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を参考に、責任者の設置等の体制整備や研修等を行うよう指導を行っています。

【根拠法令等】

- * 平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第15条
- * 平成24年12月13日東京都条例第139号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第3条第4項
- * 平成30年6月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」

8 保護施設

(救護施設、更生施設、宿所提供施設)

保護施設に対する指導検査は、生活保護法第44条第1項の規定に基づき、関係法令及び通知による指導事項について検査を行うとともに、運営全般について助言、指導を行うことによって、適正な事業及び施設の運営並びに施設利用者に対する支援の向上を図ることを目的として、救護施設、更生施設及び宿所提供施設に対して実施しています。

(1) 平成30年度 検査実施状況

保護施設については、全体の60.0%に当たる15施設に対して実地検査を行いました。

(単位：施設)

種別	対象数(a)	実地検査数(b)	文書指摘施設数	実施率(b/a)
保護施設	25	15	2	60.0%

(2) 主な指摘事項

実地検査を行った15施設のうち、2施設が文書指摘を受けています。その2施設では、「給食、健康管理等の処遇が適切に行われていない」、「給食の提供にあたって、利用者の栄養や身体的状況を考慮した献立に基づいた調理、提供が原則となっていない」、「契約締結を定款細則等の定めに基づき行うこと」について指摘されています。

(3) 指導事例

(契約締結は経理規程及びその細則等の定めに基づき行うこと)

- 社会福祉法人は、会計基準省令に基づく適正な会計処理のために必要な体制や手続き、業務執行に関する基本的な取扱いについて、経理規程及びその細則等に定め、これを遵守しなければなりません。
- しかしながら、契約金額が当該法人の定款細則により理事長専決となる契約について、専決の権限を持たない施設長が稟議書で契約の意思決定を行っている事例が見受けられました。
- こうした事例に対して都は、契約を締結するにあたっては、法人で定める専決事項に則り、適正な手続により行うことを指導しています。

【根拠法令等】

*平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」Ⅲ-3-(2)-2

*平成28年3月31日雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」1-(1)

9 児童福祉施設等（保育所・保育施設を除く）

（児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム）

指導検査を行った児童福祉施設等は、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設及び自立援助ホームです。

指導検査は、児童福祉法の趣旨を踏まえ、児童が「適切に養育され」「その生活を保障され」「愛され、保護され」「その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られる」ために、児童福祉施設等に対し、運営管理、利用者支援及び会計経理の面から実施しています。

児童養護施設は、保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、養護し、併せてその自立を支援すること等を目的とした施設です。

児童養護施設の56か所を対象に、児童福祉法第46条の規定に基づいて指導検査を実施しています。

乳児院は、保護者のいない場合及び保護者による養育が困難又は不適當な場合に、乳幼児を入所させて、養育する施設です。

乳児院の10か所を対象に、児童福祉法第46条の規定に基づいて指導検査を実施しています。

母子生活支援施設は、配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を保護するとともに、自立の促進のために生活を支援する施設です。

母子生活支援施設の32か所を対象に、児童福祉法第46条の規定に基づいて指導検査を実施しています。

自立援助ホームは、中学卒業後、就職することにより児童養護施設等を退所した児童等に、生活指導等を行うことで社会的に自立するよう援助する施設です。

自立援助ホームの20か所を対象に、児童福祉法第34条の5の規定に基づいて指導検査を実施しています。

(1) 平成30年度 検査実施状況

児童福祉施設等については、全体の67.5%に当たる81施設に対して実地検査を行いました。

(単位：施設)

種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	うち 文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
児童養護施設	56	53	4	94.6%
児童自立支援施設	2	0	0	0%
乳児院	10	10	0	100.0%
母子生活支援施設	32	11	0	34.4%
自立援助ホーム	20	7	1	35.0%
計	120	81	5	67.5%

児童福祉施設等(母子生活支援施設を除く)については、八王子市に所在する施設を含みます。

(2) 主な指摘事項

ア 児童養護施設

実地検査を行った53施設のうち、4施設が何らかの文書指摘を受けています。その4施設では、「事故防止について、必要な措置を講じること」等について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘 施設数
➤ 事故防止について、必要な措置を講じること ◇ 児童養護施設は、利用者の事故防止のための措置として、職員の不注意や危機意識の欠如等により児童の安全が脅かされることのないよう、具体的な取組として、事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等を作成し、職員に周知しなければならないにもかかわらず、マニュアル等を作成していない。 (児童養護施設運営指針)	1
➤ 契約を適正な方法により行うこと ◇ 貴法人経理規程によれば、予定価格が〇〇万円を超える工事契約について、原則競争入札を行わなければならないが、合理的な理由を示すことなく、随意契約で行っている。 (入札通知1(3)、指導監査ガイドラインⅢ-3-(2)-1、社会福祉法人〇〇会経理規程第〇〇条)	1

➤ 計算書類が適正に作成されていないので、是正すること ◇ 社会福祉法人は社会福祉法人会計基準に基づき、適正に計算書類を作成しなければならないが、事業活動計算書と貸借対照表間について、整合性がとれない部分がある。 (社会福祉法人会計基準第2条、指導監査ガイドラインⅢ-3-(1)、Ⅲ-3-(3)-2、Ⅲ-3-(3)-3)	1
➤ 附属明細書について計算書類の金額と一致していないので、是正すること ◇ 社会福祉法人においては、附属明細書は計算書類の内容を補足する重要な事項を表示するものであり、計算書類の金額と一致しなければならないが、一致していない勘定科目がある。 (社会福祉法人会計基準第30条、運用上の取扱い25、指導監査ガイドラインⅢ-3-(5)-2)	1
➤ 積立金と同額の積立資産を積立てること ◇ その他積立金を計上する際には、積立の目的を示す名称を付して、同額の積立資産を積み立てなくてはならないが、積立金と同額の積立資産が計上されていない。 (社会福祉法人会計基準第6条第3項、運用上の取扱い19、留意事項19、指導監査ガイドラインⅢ-3-(3)-3)	1
合計	5

【根拠法令等】

- * 社会福祉法人会計基準
＝平成28年厚生労働省令第79号「社会福祉法人会計基準」
- * 運用上の取扱い
＝平成28年3月31日雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」
- * 留意事項
＝平成28年3月31日雇児総発0331第7号、社援基発0331第2号、障障発0331第2号、老総発0331第4号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」
- * 入札通知
＝平成29年3月29日雇児総発0329第1号、社援基発0329第1号、障企発0329第1号、老高発0329第3号「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」
- * 指導監査ガイドライン
＝平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」
- * 児童養護施設運営指針
＝平成24年3月29日雇児発0329第1号「児童養護施設運営指針」

イ 自立援助ホーム

実地検査を行った7施設のうち、1施設が文書指摘を受けています。この施設は「他のサービス区分・拠点区分・事業区分への貸付けは年度内に補填すること」及び「当期末支払資金残高は当該年度の運営費収入の30%を超えて保有しないこと」について指摘されています。

(3) 指導事例

ア 児童養護施設

(事故防止のための措置を講じること)

- 児童養護施設においては、職員の不注意や危機意識の欠如等により児童の安全が脅かされることのないよう、事故防止の取組を行う必要があります。
- しかしながら、東京都の実地検査において、事故防止マニュアル等の見直しが行われていない事例が見受けられました。
- こうした事例に対して都は、定期的にマニュアル類を見直し、職員へ周知することにより、事故を未然に防ぐための管理体制を整えるよう指導しています。

【根拠法令等】

*平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全確保について」

*平成18年2月27日雇児福発第0227001号「児童福祉施設等における事故防止の徹底について」

イ 母子生活支援施設

(苦情解決について必要な措置を講じること)

- 母子生活支援施設においては、利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置するとともに苦情解決の仕組み等について利用者へ周知するなど必要な措置を講じなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地検査においては、苦情解決の仕組み等について、利用者への周知が不十分な事例が見受けられました。
- こうした事例に対して都は、施設内への掲示及び文書の配布等の方法により、苦情解決等の仕組みについて利用者へ周知徹底を図るよう指導を行っています。

【根拠法令等】

*平成12年6月7日障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情対応の仕組みについて」

ウ 自立援助ホーム

(事故防止のための措置を講じること)

- 自立援助ホームにおいては、職員の不注意や危機意識の欠如等により児童の安全が脅かされることのないよう、事故防止の取組を行う必要があります。
- しかしながら、東京都の実地検査において、事故防止等に関するマニュアルが作成されていない事例が見受けられました。
- こうした事例に対して都は、事故を未然に防ぐための方法及び事故発生時の対応方法等を定めた事故防止等に関するマニュアルを整備するとともに、その内容について職員へ周知するよう指導を行っています。

【根拠法令等】

*平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全確保について」

*平成18年2月27日雇児福発第0227001号「児童福祉施設等における事故防止の徹底について」

10 保育所・保育施設等

児童福祉法に基づく保育所・保育施設には、「認可保育所」と「認可外保育施設」があります。

「認可保育所」は、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たした施設として、児童福祉法第35条に基づいて知事が認可した保育施設です。

一方、「認可外保育施設」は、児童福祉法第39条の保育所の定義に規定する業務を目的とする施設ですが、同法第35条による知事の認可及び同法第34条の15による区市町村長の認可を受けていない保育施設です。

東京都認証保育所は認可外保育施設ですが、都が独自に認証基準を設けています。また、認証保育所以外の認可外保育施設には、ベビーホテル、家庭的保育事業、事業所内保育施設、院内保育施設、その他の施設、居宅訪問型保育事業があります。

保育施設に対する指導監督は、認可保育所については児童福祉法第46条の規定に基づき、また認可外保育施設については児童福祉法第59条の規定に基づき実施しています。

指導監査部では、認可保育所の2,713施設（島しょに設置されている15施設については、各支庁が指導検査を行っています。）、東京都認証保育所の611施設及び認可外保育施設の1,183施設を対象に指導検査を行っています。

また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「こども園法」という。）に基づく認定こども園は、幼稚園と保育所のよいところを生かしながら、その両方の役割を果たす仕組みとして創設され、「幼保連携型認定こども園」、「幼稚園型認定こども園」、「保育所型認定こども園」、「地方裁量型認定こども園」があります。

指導監査部では、幼稚園型認定こども園以外の認定こども園を対象として指導検査を実施しています。保育所型認定こども園は認可保育所として、地方裁量型認定こども園は東京都認証保育所として児童福祉法の規定に基づき実施しており、幼保連携型認定こども園の28施設についてはこども園法第19条の規定に基づき実施しています。

○ 認可保育所及び幼保連携型認定こども園

指導検査では、職員の確保・処遇、非常災害対策などの運営管理、児童の権利擁護、健康安全対策などの（教育）保育内容、適切な計算書類の作成、会計帳簿の整備などの会計経理が、それぞれ基準に沿って適正に行われているかを確認し、指導を行っています。

また、平成27年4月の子ども・子育て支援法施行により、認可保育所等が施設型給付（委託費）を受ける場合には、区市町村から「特定教育・保育施設」としての確認を受けることになり、区市町村には同法第14条に基づき、特定教育・保育施設である認可保育所等に対する指導検査権限が付与されました。指導検査にあたっては、区市町村と合同で実施する等、連携した取組を進めています。

○ 東京都認証保育所

東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。）は、大都市における多様な保育ニーズに柔軟に対応するため、東京都が独自の基準を設定し、認証している新しいスタイルの保育所です。平成13年5月に創始され、以下のような特色を持っています。

- ・ 区市町村の設置計画に基づき、区市町村の推薦を受け、「東京都認証保育所事業実施要綱」で定める要件を満たした保育所について、東京都が認証する。
- ・ 開所後は区市町村とともに指導する。
- ・ 全施設において、0歳児保育及び13時間以上の開所とする。
- ・ 利用者と保育所が直接利用契約を結ぶ。
- ・ 保育料は、設置者が自由に設定する。ただし、月220時間以下の利用の場合には上限を定めている。

認証保育所に対する指導監督は、「東京都認証保育所事業実施要綱」に定める「指導監督基準」により実施しています。

○ 認可外保育施設

東京都が指導監督の対象としている認可外保育施設は、認証保育所及び家庭的保育事業等を除いたもので、ベビーホテル等を中心に指導を行っています。

認可外保育施設に対する指導監督は、東京都の「認可外保育施設に対する指導監督要綱」に定める「指導監督基準」により実施しています。

(1) 平成30年度 検査実施状況

保育所・保育施設等については、全体の13.3%に当たる604施設に対して実地検査を行いました。

(単位：施設)

種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	うち文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
認可保育所	2,713	235	139	8.7%
認証保育所	611	137	81	22.4%
認可外保育施設	1,183	225	157	19.0%
幼保連携型認定こども園	28	7	1	25.0%
計	4,535	604	378	13.3%

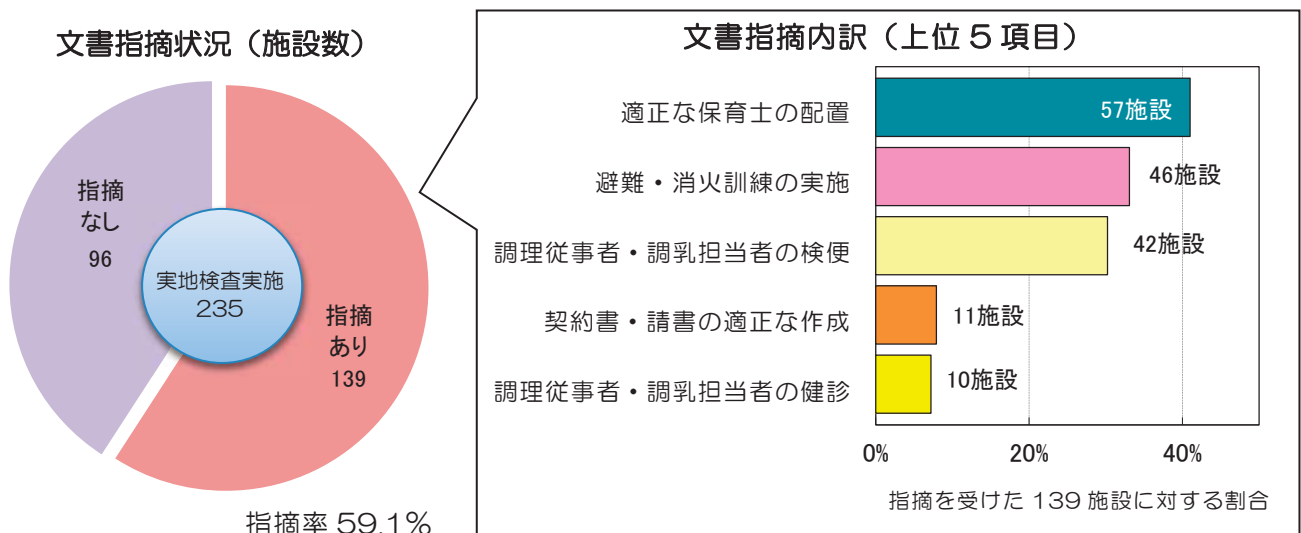
対象数について、認可保育所は、島しょ部に所在する施設を除き、八王子市内の公立施設を含みます。認証保育所は、八王子市内の保育所を含みます。

対象数及び実地検査数について、認証保育所では、平成30年4月2日以降に認可等を行い、実地検査を実施した施設を含みます。認可外保育施設では、平成30年4月2日以降に届出された施設で、実地検査を実施した施設を含みます。

(2) 主な指摘事項

ア 認可保育所

実地検査を行った235施設のうち、139施設が何らかの文書指摘を受けています。その139施設のうち、57施設が「保育士を適正に配置すること」について指摘されています。



指摘の具体事項例	文書指摘 施設数
➤ 保育士を適正に配置すること ◇ 開所時間中に配置される保育士のは数は、2人を下回ってはならないが、○月○日午前○時から午前○時までの間、常勤保育士1名と保育従事者（無資格）1名の配置であった。 （都条例第43号第43条、都規則第47号第16条、9福子推第1047号第2-4(1)）	57
➤ 避難・消火訓練を毎月実施すること ◇ 避難及び消火に関する訓練を少なくとも毎月1回は行わなければならないが、消火訓練を実施していない月がある。 （都条例第43号第20条第2項、都規則第47号第5条）	46
➤ 調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行うこと ◇ 調理従事者及び調乳担当者について、雇入れ時、配置換え時及び月に1回以上の検便を実施し、検査結果を確認した上で調理・調乳業務に従事させなければならないが、検便の検査結果が判明する前に調理業務に従事させている。 （都条例第43号第14条第3項、9福子推第1047号第2-7(3)、雇児総発第36号、社援施第65号別紙・別添Ⅱ-5(4)②、雇児発第0120001号、児発第470号、社援施第97号、労働安全衛生規則第47条）	42
➤ 契約書又は請書を適正に作成すること ◇ 貴法人経理規程によれば、契約を結ぶにあたり、契約書の作成を省略できる場合においても、特に軽微な場合を除き、請書その他これに準ずる書面を徴しなければならないが、○○購入において、契約書・請書等を作成していない。 （指導監査ガイドラインⅢ3(2)1、運用上の留意事項1(4)、社会福祉法人○○会経理規程第○○条）	11
➤ 調理・調乳に携わる者の健康診断を適切に実施すること ◇ 常時勤務する職員について、雇入れ時及び定期的に、労働安全衛生規則による項目について健康診断を実施し、職員の健康及び安全衛生を確保しなければならない。特に入所している者の食事を調理する者に対しては、綿密な注意を払う必要があるが、調理従事者2名について雇入時健康診断を実施していない。 （都条例第43号第14条第3項、労働安全衛生法第66条第1項、労働安全衛生規則第43条）	10

➤ 在籍児に見合う面積が不足している ◇ 認可保育所における乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき3.3㎡以上でなければならないが、1歳児保育室の有効面積が〇〇㎡であり、在籍児童数〇〇名に見合う面積を満たしていない。 (都条例第41条、9福子推第1047号第2の3)	8
➤ その他 ◇ 調乳担当者の健康チェックを実施すること。 ◇ 計算書類を適正に作成すること。 ◇ 他の拠点区分への貸付は年度内に補填すること。 ◇ 不適正な支出が見られるため、是正すること。 等	147 (延べ)
合計(延べ)	321

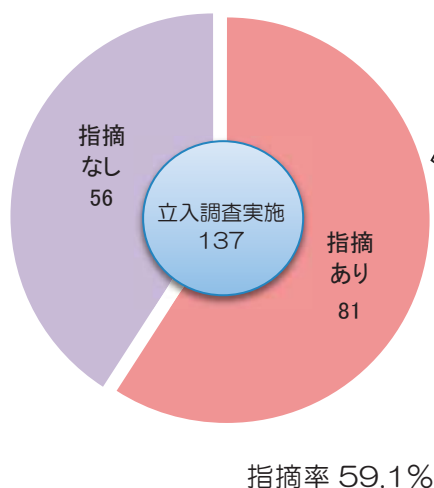
【根拠法令等】

- * 児発第470号
＝昭和41年7月27日児発第470号「児童福祉施設等における赤痢対策の推進について」
- * 社援施第97号
＝平成8年6月18日社援施第97号「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」
- * 社援施第65号
＝平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」
- * 雇児総発第36号
＝平成13年8月1日雇児総発第36号「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」
- * 雇児発第0120001号
＝平成16年1月20日雇児発第0120001号、障発第0120005号「児童福祉施設等における衛生管理等について」
- * 経理等通知
＝平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」
- * 運用上の留意事項
＝平成28年3月31日雇児総発0331第7号、社援基発0331第2号、障障発0331第2号、老総発0331第4号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」
- * 指導監査ガイドライン
＝平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」
- * 都条例第43号
＝平成24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」
- * 都規則第47号
＝平成24年3月30日東京都規則第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- * 9福子推第1047号
＝平成10年3月31日9福子推第1047号「保育所設置認可等事務取扱要綱」

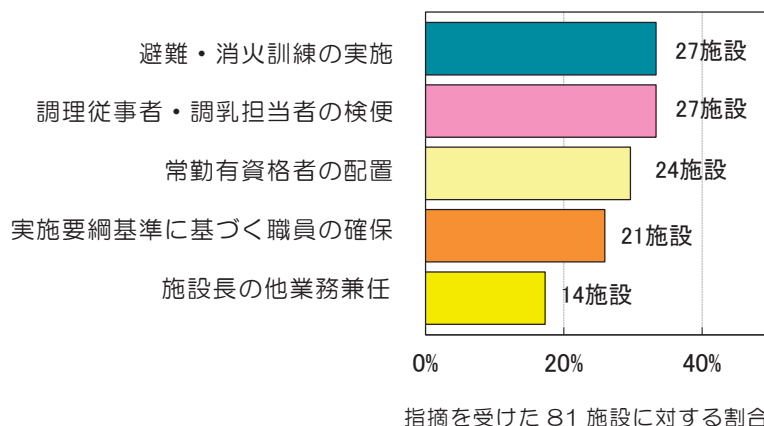
イ 東京都認証保育所

立入調査を行った137施設のうち、81施設が何らかの文書指摘を受けています。その81施設のうち、27施設が「避難・消火訓練を毎月実施すること」及び「調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行うこと」について指摘されています。

文書指摘状況（施設数）



文書指摘内訳（上位5項目）



指摘の具体事項例	文書指摘施設数
➤ 避難・消火訓練を毎月実施すること ◇ 避難及び消火訓練を月1回以上実施しなければならないが、避難訓練を実施していない月がある。 (12福子推第1157号運営管理7(4))	27
➤ 調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行うこと ◇ 調理従事者及び調乳担当者について、毎月定期的に検便を実施しなければならないが、調乳担当者の検便が未実施である。 (12福子推第1157号保育内容2(6)ア)	27
➤ 常勤有資格者の配置を適切に行うこと ◇ 開所時間中に、保育士資格を有する常勤職員1人以上を含む2名以上の保育従事職員を配置しなければならないが、〇月〇日午前〇時から午前〇時までの間、非常勤2名の配置となっている。 (12福子推第1157号保育内容1(4))	24

➤ 実施要綱の基準に基づく保育従事職員を確保すること ◇ 東京都認証保育所事業実施要綱に基づき、必要な職員を確保しなければならないが、在籍児童数に対して配置すべき保育従事職員数が不足している。 (12福子推第1157号運営管理4(2))	21
➤ 施設長が他の業務を兼務しているのでは是正すること ◇ 認証保育所の施設長は、他の業務を兼務してはならないが、施設長が保育業務に従事している日がある。 (12福子推第1157号運営管理4(1)) (注) 定員20名未満の施設は兼任可	14
➤ 現金出納帳を作成すること ◇ 現金取引が発生した場合は、会計管理の適正化のため、現金出納帳を作成し現金取引を記録する必要があるが、現金収入について現金出納帳が作成されていない。 (12福子推第1157号会計経理1)	13
➤ 保育料徴収額が限度額を超えないこと ◇ 月220時間以下の利用をした場合の月額の上限は、3歳未満児の場合8万円、3歳以上児の場合7万7千円としなければならないが、上限額を超えて徴収している。 (12福子推第1157号会計経理1)	9
➤ その他 ◇ 認証（届出）内容と現状に相違があるので是正すること。 ◇ 基本的事項を見やすい場所に掲示していないので、是正すること。 等	41 (延べ)
合計(延べ)	176

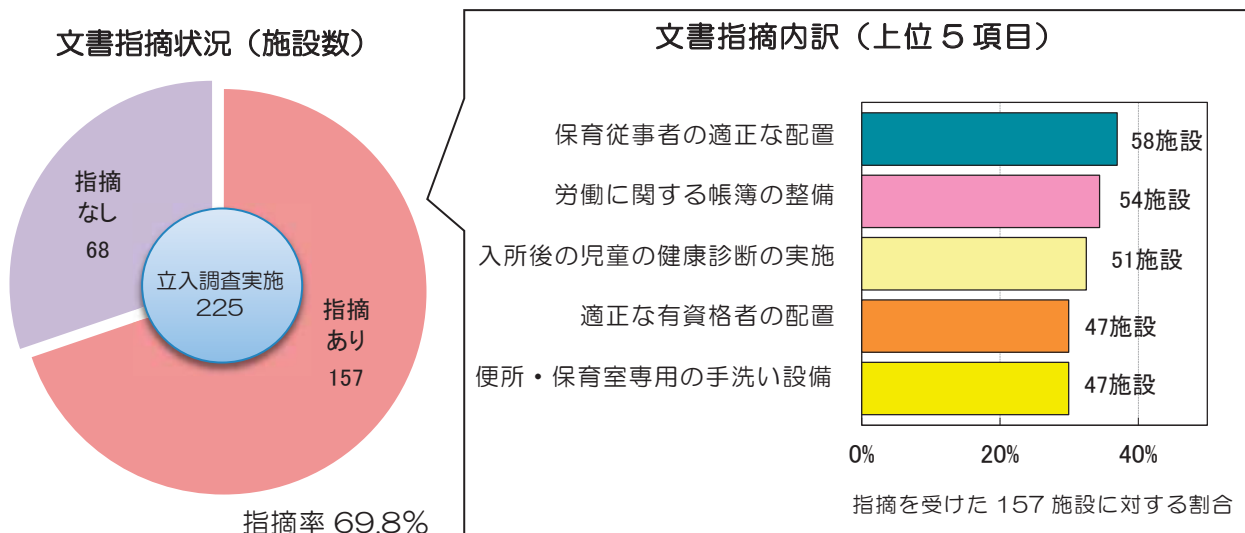
【根拠法令等】

*12福子推第1157号

＝平成13年5月7日12福子推第1157号「東京都認証保育所事業実施要綱」16及び18により定める「東京都認証保育所指導監督基準」

ウ 認可外保育施設

立入調査を行った225施設のうち、157施設が何らかの文書指摘を受けています。その157施設のうち、58施設が「入所児童の在籍時間帯に1人勤務の時間帯があるので是正すること」について指摘されています。



指摘の具体事項例	文書指摘施設数
➤ 入所児童の在籍時間帯に1人勤務の時間帯があるので是正すること ◇ 常時複数の保育従事者を配置しなければならないが、保育従事者が1人の時間帯がある。 (56福児母第990号1(1))	58
➤ 労働基準法等により備え付けが義務付けされている帳簿を適切に整備すること ◇ 労働基準法等に基づき、職員の状況を明らかにする書類等を整備しておかなければならないが、〇〇が整備されていない。 (56福児母第990号8(1))	54
➤ 入所後の児童の健康診断を実施すること ◇ 1年に2回の健康診断を実施するか、保護者から健康診断関係書類又は母子健康手帳の写しの提出を受けなければならないが、未実施である。 (56福児母第990号7(3))	51
➤ 保育従事者のうち必要な有資格者が配置されていないので是正すること ◇ 保育に従事する者のおおむね3分の1（保育に従事する者が2人の施設にあっては1人）以上は、保育士又は看護師（助産師及び保健師を含む。）の資格を有する者でなければならないが、配置が不足している。 (56福児母第990号1(1))	47

➤ 便所専用及び保育室専用の手洗い設備を設けること ◇ 便所及び保育室に、それぞれ専用の手洗い設備を設けなければならないが、便所に専用の手洗い設備を設けていない。 (56福児母第990号2(5))	47
➤ 乳幼児の避難に適した設備等を適切に設けること ◇ 保育室が4階の場合、保育室の各部分からその一に至る歩行距離が30m以内に、乳幼児の避難に適した屋内階段、屋外階段、傾斜路のうち2以上を設けなければならないが、屋内階段が1か所のみである。 (56福児母第990号4)	40
➤ 入所時の児童の健康診断を実施すること ◇ 入所時に健康診断を実施するか、保護者から健康診断関係書類又は母子健康手帳の写しの提出を受けなければならないが、未実施である。 (56福児母第990号7(3))	39
➤ 入所児童の避難に有効な非常口が1か所のみであるため是正すること ◇ 火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に、非常口を2か所2方向で適切に設置しなければならないが、入所児童の避難に有効な非常口が1か所のみである。 (56福児母第990号3(1)、(3))	38
➤ 消防計画を作成すること ◇ 非常災害に対する具体的な計画（消防計画）を策定しなければならないが、消防計画を作成していない。 (56福児母第990号3(2))	36
➤ その他 ◇ 職員の健康診断を適切に実施すること。 ◇ 入所児童の発育チェックを行うこと。 等	318 (延べ)
合計(延べ)	728

【根拠法令等】

* 56福児母第990号

＝昭和57年6月15日56福児母第990号「認可外保育施設に対する指導監督要綱」第3条により定める「認可外保育施設指導監督基準」

エ 幼保連携型認定こども園

実地検査を行った7施設のうち、1施設が文書指摘を受けています。この施設は、「調理従事者の検便を適切に行うこと」について指摘されています。

(3) 指導事例

ア 認可保育所

(保育士を適正に配置すること)

- 認可保育所では、開所時間中に配置される保育士の数は常時2人を下回ってはなりません。
- しかし、東京都が実地検査を行った施設において、早番及び遅番の時間帯において、常勤保育士1名と非常勤無資格者1名の配置が常態化していることが確認されました。
- こうした事例において都は、設置者に対し、入所児童の安全を確保する観点から、常時2人以上の保育士を配置するよう指導をしています。

【根拠法令等】

* 都条例第43号第43条、都規則第47号第16条、9福子推第1047号第2-4(1)

イ 認可外保育施設

(月極契約入所児童数に対して必要な保育従事者のうち有資格者が不足しているのは是正すること)

- 認可外保育施設（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設）は、保育に従事する者のおおむね3分の1以上は保育士又は看護師の資格を有するものでなければいけません。
- しかし、東京都が立入調査を行った施設において、月極契約入所児童数に対する保育従事者数について、有資格者不足が見受けられました。
- こうした事例において都は、設置者に対し、適正な数の有資格者を配置するために必要な職員体制を早急に整えるよう指導をしています。

【根拠法令等】

* 56福児母第990号1(1)

(4) 認可保育所・認証保育所・認可外保育施設講習会

- 東京都では、保育行政の適正かつ円滑な実施を確保するため、実地検査による指導に加え、講習会形式による指導を平成24年度から導入し、認可保育所及び認証保育所を対象として年1回ずつ開催しています。また、平成29年度からは、認可外保育施設を対象とした講習会も開催しています。
- 講習会では、制度改正や施策の紹介、過去の指導事例等についての講義を行うほか、保育所運営に必要な労働基準法や消防法に関する情報提供も行っています。
- 各保育所においては、東京都の条例や実施要綱、その他関係法令・例規等を理解し、適切な施設運営及び保育の質の向上を図るための機会として活用してください。
- なお、講習会資料については東京都福祉保健局のホームページ（福祉保健の基盤づくり＞社会福祉法人・施設等の指導検査＞保育施設の指導検査について＞〇〇年度保育所講習会資料）に掲載しています。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/shidoukensa/hoikushisetsukensa/index.html>

種別	参加施設数	主な内容
認可保育所	740	・指導検査の概要及び主な指摘事例等 ・保育施設の防火防災対策 ・労働基準法のあらまし等
認証保育所	475	・立入調査の概要及び主な指摘事例等 ・保育施設の防火防災対策 ・労働基準法のあらまし等
認可外保育施設	360	・立入調査の概要及び主な指摘事例等 ・保育施設の防火防災対策 ・労働基準法のあらまし等

(5) 認可外保育施設に対する巡回指導体制の強化

- 東京都では、平成28年度における「待機児童解消に向けた緊急対策」において、認可外保育施設の保育サービスの質の向上を図り、児童と保護者の安全・安心を確保するため、「巡回指導チーム」の編成により指導体制を強化することとし、平成29年3月から巡回指導を開始しています。
- 巡回指導は、届出内容や保育内容等のうち、職員配置、食事や午睡時の保育、衛生面等を中心に指導・助言しています。また、巡回指導の結果については、立入調査等に活用しています。

巡回指導実施状況（平成30年4月から平成31年3月）

対象数(a) (H30.4.1現在)	巡回指導数		実施率 (b/a)
	(b)	うち通告なし	
1, 171	1, 329	710	113.5%

※ 対象数は、認証保育所を除く認可外保育施設の届出数

主な指導事項

- ・ 構造設備等に危険な箇所がある。（物の落下防止策の不備等）
- ・ 調理・調乳担当者の健康チェックが不十分
- ・ 保育室や調理室及び便所等設備、寝具や遊具の衛生の確保が不十分
- ・ 施設及びサービスに関する内容の見やすい場所への掲示が不十分
- ・ 避難消火等の訓練が毎月実施されていない。

(6) 認可外保育施設職員テーマ別研修

- 東京都では、認可外保育施設（認証保育所等を含む）向けの研修として、保育理論や事故防止等のテーマ別研修を、公益財団法人東京都福祉保健財団に委託して実施しています。平成30年度は、6,561名が受講しました。

(参考)

平成30年度 特定教育・保育施設に対する区市町村による実地指導等の実績

- 子ども・子育て支援法の施行（平成27年4月1日）に伴い、区市町村は、同法第14条に基づき、「特定教育・保育施設」に対し、特定教育・保育の提供や各自治体の条例で定める運営基準、給付費等の請求等に関する事項について、指導監督を実施しています。
- 「特定教育・保育施設」には、認可保育所及び認定こども園が含まれます。
- 指導監督の方法には、「特定教育・保育施設」の設置者等を一定の場所に集めて行う「集団指導」と、区市町村が、運営基準の遵守状況等を確認するために必要となる関係書類の閲覧や関係者との面談等により行う「実地指導」があります。

ア 実地指導の実施状況

	対象数 (a)	実地指導数 (b)	実施率 (b/a)
特定教育・ 保育施設	2, 824	884	31. 3%

対象数及び実地指導数については、島しょ部に所在する施設及び八王子市に所在する施設を含みます。

対象数及び実地指導数については、「幼稚園型認定こども園」及び「地方裁量型認定こども園」を含みません。

イ 集団指導の実施状況

延べ実施回数	主な内容
47回	指導検査の概要 検査で指摘の多かった項目に関する内容 等

11 その他の施設等

（宿泊所、婦人保護施設、社会福祉協議会）

東京都では、その他、宿泊所、婦人保護施設及び社会福祉協議会に対して指導検査を行っています。

宿泊所は、社会福祉法第2条第3項第8号に定める「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行う施設です。

宿泊所の164か所を対象に、社会福祉法第70条の規定及び宿泊所設置運営指導指針その他関係法令通知に基づいて指導検査を実施しています。

また、同じく社会福祉法第70条等に基づき、効率的かつ効果的な指導検査を行う観点から、複数施設を運営する法人等に対する本部事務所での検査も行っています。

婦人保護施設は、要保護の女性を保護し、入所者に対し、健全な環境の下で自立した社会生活を送ることができるよう支援する施設です。

婦人保護施設の5か所を対象に、社会福祉法第70条に基づいて指導検査を実施しています。

社会福祉協議会は、住民が主体となって地域における福祉の問題を解決し、その改善向上を図るため、関係者の協力を得て地域福祉を推進することを目的とする民間団体で、都の所轄法人は13法人あります。事業内容としては、

- ・ 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・ 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- ・ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成が挙げられます。

社会福祉協議会に対する指導検査は、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、運営その他の指導事項についての検査を行うとともに、運営全般についての指導・助言を行うことによって、適正な運営の確保を図ることを目的としています。

（1）平成30年度 検査実施状況

（単位：施設）

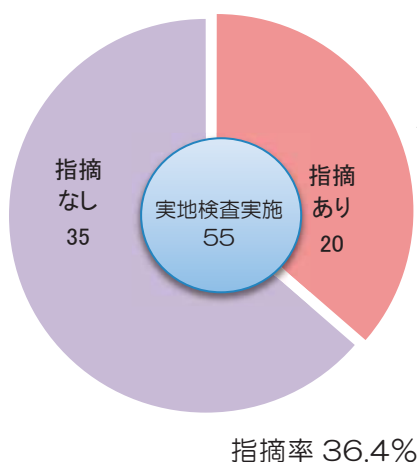
種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	うち 文書指摘 施設数	実施率(b/a)
宿泊所	164	55	20	33.5%
婦人保護施設	5	3	0	60.0%
社会福祉協議会	13	9	8	69.2%
計	182	67	28	36.8%

(2) 主な指摘事項

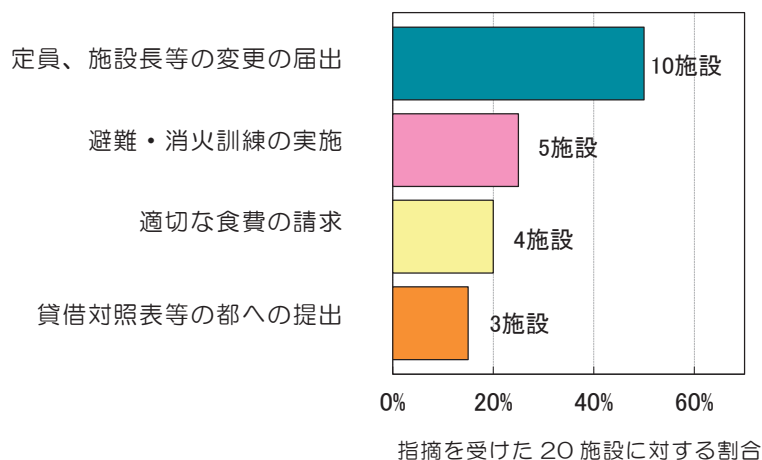
ア 宿泊所

実地検査を行った55施設のうち20施設が何らかの文書指摘を受けています。その20施設のうち、10施設が「定員又は居室定員の変更、施設長等の変更、利用料の変更及びその他の変更の届出を行うこと」について指摘されています。

文書指摘状況（施設数）



文書指摘内訳（上位4項目）



指摘の具体事項例	文書指摘施設数
➤ 定員又は居室定員の変更、施設長等の変更、利用料の変更及びその他の変更の届出を行うこと ◇ 施設長の変更を届け出していない。 ◇ 定員及び居室又は居室定員の変更を届け出していない。 ◇ 利用料の変更を届け出していない。 （社会福祉法第67条第1項及び第69条第2項、宿泊所設置運営指導指針第4条第3項、第6条第1項、別表1-1-(6)、(12)及び1-2-(2)）	10
➤ 避難訓練及び消火訓練を行うこと ◇ 消防計画に基づく避難訓練及び消火訓練を実施していない。 （宿泊所設置運営指導指針別表3-3-(2)）	5
➤ 食費は食数、食事内容等に応じた適切な額とすること ◇ 利用者に食事を提供する場合に徴収する費用が、食材費等に見合った適切な額となっていない。 （宿泊所設置運営指導指針別表5-2-(1)）	4

➤ 貸借対照表及び収支計算書を都へ提出すること		3
◇ 施設の貸借対照表及び収支計算書が毎会計年度終了後3か月以内に都へ提出されていない（定員30名以上の施設等）。 （宿泊所設置運営指導指針第6条第3項）		
➤ その他		11 （延べ）
◇ 事故に際し、速やかに都に報告を行うこと。 ◇ やむを得ない場合には、利用者の金銭管理を適正に行うこと。 ◇ 毎月の出納状況を福祉事務所に書面で報告すること。 等		
合計（延べ）		33

【根拠法令等】

＊社会福祉法

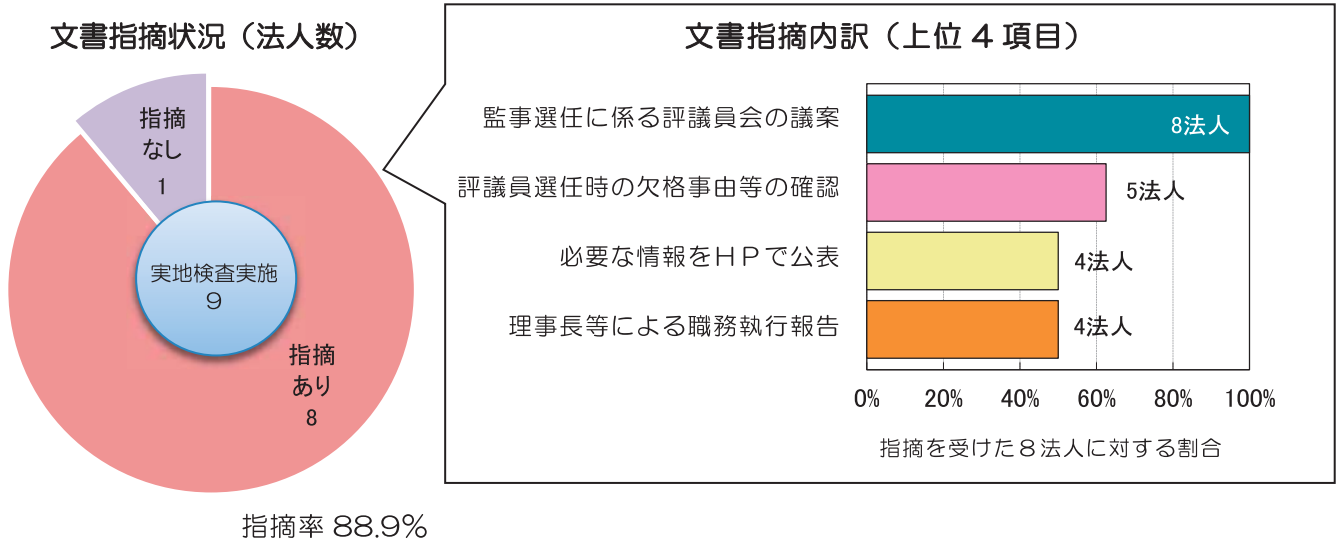
＝昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」

＊宿泊所設置運営指導指針

＝平成26年5月15日26福保生保第38号「宿泊所設置運営指導指針」

イ 社会福祉協議会

実地検査を行った9法人のうち、8法人が何らかの文書指摘を受けています。その8法人が、「監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること」について指摘されています。



指摘の具体事項例	文書指摘 施設数
➤ 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること ◇ 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するにあたり、監事の過半数の同意を得ていない。 (社会福祉法第43条第3項、指導監査ガイドラインⅠ-5-(2)-1)	8
➤ 評議員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること ◇ 評議員候補者が欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていない。 (社会福祉法第40条第1項、第2項、第4項及び第5項、社会福祉法人審査基準第3-1-(5)(6)、指導監査ガイドラインⅠ-3-(1)-2)	5
➤ 必要な情報が、インターネットで公表されていないので、是正すること ◇ 定款、役員等報酬基準、計算書類、役員等名簿及び現況報告書について、インターネットの利用により公表していない。 (社会福祉法第59条の2第1項、社会福祉法施行規則第10条第1項、指導監査ガイドラインⅢ-4-(3)-1)	4
➤ 理事長及び業務執行理事(設置する場合)が、理事会において、3カ月に1回以上(又は定款の規定により毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上)職務執行に関する報告をしていないので、是正すること ◇ 理事長が、理事会において、3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況に関する報告をしていない。 (社会福祉法第45条の16第3項、指導監査ガイドラインⅠ-6-(1)-4)、社会福祉法人〇〇社会福祉協議会定款第〇〇条)	4
➤ 評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていないので、是正すること ◇ 評議員会の日時及び場所、評議員会の目的である事項がある場合は当該事項、及び評議員会の目的である事項に係る議案の概要について、理事会で決定されないまま、評議員会を招集している。 (社会福祉法第45条の9第10項、社会福祉法施行規則第2条の12、指導監査ガイドラインⅠ-3-(2)-1)	3
➤ 評議員会の招集通知に必要事項が記載されていないので、是正すること ◇ 評議員会の招集通知には、評議員会の日時及び場所、評議員会の目的である事項がある場合は当該事項及び評議員会の目的である事項に係る議案の概要について記載しなければならないが、記載されていない事項がある。 (社会福祉法第45条の9第10項、指導監査ガイドラインⅠ-3-(2)-1)	3

➤ 理事の選任手続において、理事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること ◇ 理事候補者が欠格事由に該当しないか、各理事と特殊の関係にないか、当該理事の合計が上限を超える者がいないか、暴力団等の反社会的勢力の者でないかについて、確認がされていない。 (社会福祉法第44条第1項、第6項、社会福祉法施行規則第2条の10、社会福祉法人審査基準第3-1-(5)(6)、指導監査ガイドラインⅠ-4-(3)-1)	3
➤ 監事の選任手続において、監事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること ◇ 監事候補者が欠格事由に該当しないか、各役員と特殊な関係にないか、暴力団等の反社会的勢力の者でないかについて、確認がされていない。 (社会福祉法第44条第1項、第2項、第7項、社会福祉法施行規則第2条の10、社会福祉法人審査基準第3-1-(5)(6)、指導監査ガイドラインⅠ-5-(2)-2)	3
➤ 正当な理由なく監事の全員が欠席した理事会があるので、是正すること ◇ 社会福祉法人と監事は、委任に関する規定に従うとされている。よって、監事は、理事会に出席し、理事会の議論を把握し、理事の職務の執行を監督する等、善管注意義務を果たさなければならないが、〇月〇日に開催された理事会では、監事的全員が欠席していた。 (社会福祉法第38条、第45条の18第3項、民法第643条、第644条、社会福祉法人審査基準第3-1-(3)、指導監査ガイドラインⅠ-5-(3)-1)	3
➤ 作成すべき附属明細書が作成されていないので、是正すること ◇ 計算書類の内容を補足する附属明細書について、通知に定められた様式に従って作成していない。 (社会福祉法人会計基準第7条、第30条、運用上の取扱い25、別紙3(①)から(⑩)まで、指導監査ガイドラインⅢ-3-(5)-2)	3
➤ その他 ◇ 正当な理由なく理事会に2回以上続けて欠席した監事があるので、是正すること。 ◇ 理事の報酬等の額が定款で定められていない場合であって、評議員会の決議により定められていないので、是正すること。 ◇ 監事の報酬等の額について、定款に監事の報酬等の額が定められていない場合に、監事の報酬等の額が評議員会の決議によって定められていないので是正すること。等	16 (延べ)
合計(延べ)	55

【根拠法令等】

* 民法

＝明治29年法律第89号「民法」

* 社会福祉法

＝昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」

Ⅱ 社会福祉施設・事業者等に対する指導検査の結果

- * 社会福祉法施行規則
＝昭和26年6月21日厚生省令第28号「社会福祉法施行規則」
- * 社会福祉法人会計基準
＝平成28年厚生労働省令第79号「社会福祉法人会計基準」
- * 運用上の取扱い
＝平成28年3月31日雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」
- * 社会福祉法人審査基準
＝平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号「社会福祉法人の認可について」別紙1「社会福祉法人審査基準」
- * 指導監査ガイドライン
＝平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」

(3) 指導事例

ア 宿泊所

(やむを得ず行った金銭管理について書面で契約すること)

- 宿泊所においては、原則として利用者の金銭管理を行わず、やむを得ず行う必要がある場合には、書面で契約を結ぶこととされています。
- しかしながら、東京都の実地検査において、利用者の金銭管理を行うにあたって、利用者に委任状を交付しているが、契約書を作成していない事例が見受けられました。
- こうした事例に対して都は、契約書を作成した上で利用者の金銭管理を行うよう、指導しています。

【根拠法令等】

*平成26年5月15日26福保生保第38号「宿泊所設置運営指導指針」別表3-4-(3)

イ 社会福祉協議会

(監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること)

- 社会福祉法人の理事会は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事の過半数の同意を得なければなりません。
- しかしながら、東京都の実地検査において、評議員会で監事の選任が議案とされていたが、監事の過半数の同意を得ていない事例が多く見受けられました。
- こうした事例に対して都は、法令に基づき監事の過半数の同意を得るよう指導を行っています。

【根拠法令等】

*昭和26年法律第45号「社会福祉法」第43条第3項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項準用）

*平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」I-5-(2)-1